

函館市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

函館市の実現を目指して～

2019年度～2028年度

函館市

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は2012年(平成24年)に3万人を割ったのち、5年連続で3万人を下回り、年々減少しているものの、依然として毎年2万人を超える水準となっており、今なお深刻な状況にあります。

2016年(平成28年)に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、すべての都道府県および市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においては、これまでの自殺対策の取組を継承しつつ、更に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない函館市の実現を目指すため、「函館市自殺対策行動計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項によって策定が義務付けられている市町村自殺対策計画です。

また、国の「自殺総合対策大綱」や北海道の「北海道自殺対策行動計画」の方向性との整合性を図るとともに、地域の実情に応じた内容となるように策定するものです。

3 計画の期間

2019年度から2028年度までの10年間とします。

4 計画の目標

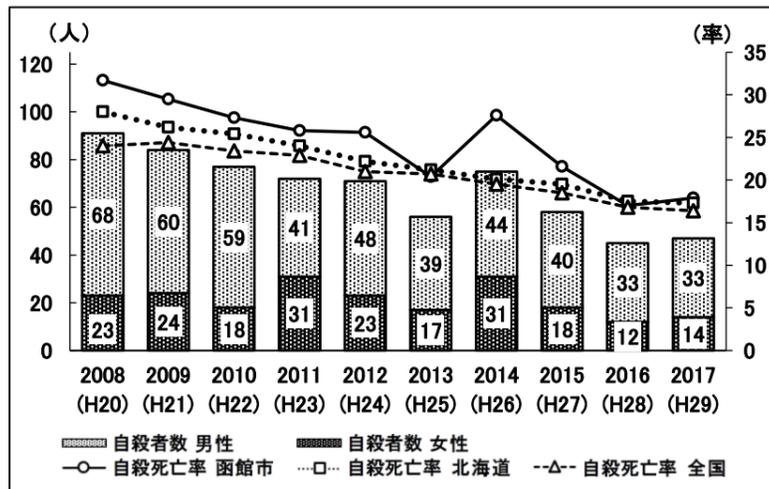
自殺死亡率を2015年(平成27年)から2017年(平成29年)の3か年の平均値から、2028年までに30%程度減少させることを目標とします。

| | 2015年～2017年の平均値 | 2028年【目標値】 |
|----------------------|-----------------|------------|
| 自殺死亡率 (人口10万人あたり) | 18.8 | 13.2 |

第2 函館市の自殺の現状

1 函館市における自殺の現状

本市における自殺者数は、2009年(平成21年)から2013年(平成25年)までは全国や北海道と同様に減少で推移しましたが、2014年(平成26年)に、前年から19人増加して75人となりました。その後は概ね減少傾向にあり、2017年(平成29年)は47人となっています。また、人口10万人あたりの自殺者数(自殺死亡率)は、全国や北海道より高く推移しています。



厚生労働省『人口動態統計』より函館市作成

2 函館市の自殺の特徴

- 自殺者数は年々減少しているが、自殺死亡率は全国や北海道より高く推移している。
- 自殺者数は男性が多く、年齢階級別にみると全国や北海道と比較し20歳代、30歳代が少なく、60歳代、70歳代が多くなっている。これは、本市の少子高齢化が要因として考えられる。
- 全国的な傾向と同様に、15～39歳の年代において自殺が死因の第1位になっている。
- 職業別では無職が6割を占めており、原因・動機別では「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっている。これは、全国や北海道も同様である。
- 男女とも60歳以上の無職・家族と同居している者が多く、次いで40～59歳で有職・家族と同居している者が多い。

第3 本市のこれまでの自殺対策の取組

- 関係機関との連携
函館市自殺対策連絡会議・実務者会議
- 普及啓発
自殺予防講演会、啓発ポスターやリーフレットの作成・配布、自殺予防週間パネル展
- 相談事業
夜間電話相談「函館いのちのホットライン」
暮らしとこころの相談会(函館弁護士会と共催)
- 若年層対策
若年層向け相談・居場所づくり事業「フリースペース『ヨリドコロ』」
- 人材育成
自殺予防ゲートキーパー養成研修※
函館いのちのホットライン従事者研修
- その他の事業
こころの健康調査、自殺未遂者対策事業、依存症対策事業

※「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る人のこと。

第4 自殺対策推進のための施策

- 自殺に対する基本認識
本計画に基づき自殺対策を進めるにあたり、自殺対策に関わる行政機関や関係団体等は、自殺に対する基本認識として次の点を共有します。

(1) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は、個人の自由な意思の選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるということを認識する必要があります。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は続いている

全国の年間自殺者数は、1998年(平成10年)に初めて3万人を超えて以来、毎年3万人前後で推移していましたが、2010年(平成22年)以降は減少を続けており、2016年(平成28年)は約2万1千人となっているものの、自殺死亡率は主要先進国の中で最も高く、2017年(平成29年)の国の自殺総合対策大綱においても、年間自殺者数は減少傾向にありますが、非常事態はまだまだ続いているとされています。

本市の自殺者数についても、増減はあるものの減少傾向にあり、2008年(平成20年)の91人から2017年(平成29年)の47人と約半数になりましたが、全国や北海道を上回る自殺死亡率が続いており、決して楽観できる状態ではありません。

2 計画の基本方針

自殺に対する基本認識を踏まえ、次の3つの基本方針のもとに対策を進めます。

- 総合的な自殺対策を推進する
- 関係機関、関係団体等との緊密な連携のもとに実施する
- 対応の段階に応じたきめ細やかで具体的な対策を推進する

第5 重点課題

本市の自殺の特徴を踏まえ、次の3つを重点課題として自殺対策に取り組んでいきます。

- 重点(1) : 高齢者を対象とした、きめ細やかな自殺対策
- 重点(2) : 生活困窮者に対する生活支援の視点をもった自殺対策
- 重点(3) : すべての人が働きやすい職場環境づくり

第6 本市の具体的な取組

- 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
教育委員会や民間団体との連携を通じて自殺予防のための普及啓発を図ります。
- 自殺対策に係る人材の確保、養成および資質の向上を図る
重点(1)(2) : 高齢者や生活困窮者の支援者等を対象とした、ゲートキーパー養成研修を実施します。
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
重点(1) : 高齢者の健康づくりと認知症の人の家族を支援します。
重点(3) : 職場におけるストレスチェック制度の実施など、メンタルヘルス対策を推進します。
- 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
精神科医療・保健・福祉分野の従事者や消防・警察等の関係機関と連携し、情報の共有と、ハイリスク者への支援に努めます。
- 社会全体の自殺リスクを低下させる
重点(1) : 高齢者虐待防止対策や高齢者見守りネットワーク事業を実施します。
重点(2) : 生活困窮者自立支援制度に基づく事業の実施や借金(多重債務)相談専門窓口における相談を行います。
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
自殺未遂で救急搬送された方の相談体制を整備していきます。
- 遺された人への支援を充実する
自死により身近な人を失った方のこころのケアの支援に努めます。
- 民間団体との連携を強化する
重点(1) : 高齢者支援のための地域ケア会議等地域における連携・協働の体制強化を図ります。
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
いじめや不登校、ひきこもりなど、小中高校や卒業後まで継続した子ども・若者への支援を行います。
- 勤務問題による自殺対策を更に推進する
重点(3) : ストレスチェック制度の導入の推進、教員の勤務時間や業務内容の改善の取組等、職場におけるメンタルヘルス対策や過労死等防止対策を推進します。